

年末調整の社会保険料控除

【問合せ・申込み】

税務課 収税班

☎773-6669

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除として申告することができません。

年末調整の社会保険料控除のために、平成30年中の納付金額を知りたい人は、ご連絡ください。「年末調整用 社会保険料控除資料」を郵送します。

受付期間

11月1日(木)～12月27日(木)

発送開始

11月7日(水)～

事業所から社会保険料控除資料の請求ができます

事業所を取りまとめて請求いただくと、従業員の「年末調整用社会保険料控除資料」を事業所あてに郵送します。市ウェブサイトで「社会保険料控除資料の送付依頼書」を印刷し、提出してください。

注意事項

・電話での回答はできません。郵送期間に余裕をもつてご連絡ください。

・国民健康保険税は、世帯主名で資料を作成します。(世帯員名での資料作成は不可)

・「年末調整用社会保険料控除資料」を送付した人、事業所から請求のあった人には、1月下旬に郵送予定の「社会保険料控除資料」は送付しません。

年末調整用「障がい者控除対象者認定書」の交付

【問合せ・申込み】

介護保険課 介護保険係

☎773-6675

所得税・住民税には、障がい者を扶養している人の経済的な負担を軽減するために、障がい者控除制度があります。介護保険法の要介護認定を受けている人で、障がい者に準ずる状態であると認められた人も対象となります。

年末調整のために、年内に認定書が必要な人は申請してください。

年末調整用の認定書の交付を受けない対象者には、平成31年1月下旬に「障がい者控除対象者認定書」を送付します。

認定書の交付対象者

平成30年12月31日現在、65歳以上の要介護認定者で「障がい者」「特別障がい者」に該当する人(平成30年中に亡くなった人も対象)

※要介護認定者でも、基準に該当しない場合は障がい者控除の対象なりません

申請窓口 介護保険課、大和・塩沢市民センター

認定書を交付できない場合

認定書の申請日時点で「要介護認定の結果が出ていない」「12月31日までに更新認定の結果が出る見込み」の人は、結果が出るまで認定書を交付できない場合があります。

宅地などの利用状況

変更に伴う手続き

【問合せ・申告・届】

税務課 資産税班

☎773-6668

住宅用地には、固定資産税と都市計画税を軽減する措置があります。

次に該当する場合は、申告書提出してください。
・雑種地、山林、原野など、住宅用地以外の土地に住宅

を新築した

・家屋の全部、または一部の用途を変更した(「店舗や事務所を住宅にした」「店舗などの一部を住宅にした」など)

・土地の利用状況を変更した(住宅用地の一部を貸し駐車場にしたときなど)

住宅用地とは

住宅として使用する家屋の敷地です。工場・倉庫・店舗・事務所などの敷地は該当しません。

住宅用地の軽減率

200平米以下

(小規模住宅用地)

・固定資産税…1/6に軽減

・都市計画税…1/3に軽減

200平米を超える部分

(一般住宅用地)

・固定資産税…1/3に軽減

・都市計画税…2/3に軽減

※いずれも課税標準額を軽減する措置です。住宅用地に

建つ家屋の総床面積の10倍

までを限度とします

建物を取り壊したら届け出を

固定資産税は、1月1日現在

の所有者に課税されます。

建物を取り壊した場合は、

忘れずに届け出してください

い。届け出がないと、課税が

継続される場合があります。

申告書・届提出先

税務課、大和・塩沢市民センター

地域福祉計画推進委員を公募します

【問合せ・申込み】

福祉課 高齢福祉係

☎773-6667

FAX: 773-6723

委員には、社会福祉サービスの提供や市民が参加できる地域活動の維持を目的とした「南魚沼市地域福祉計画」について意見をいただきます。

応募資格 市内に住所を有する満20歳以上で、まちづくりや地域福祉活動などに関

心のある人

募集人員 2人(応募多数の場合抽選で選考)

任期

委嘱の日から3年以内

締切り 11月22日(木)(必着)

応募方法 申込書を福祉課にご提出ください。

※希望者には申込書を郵送します(市ウェブサイトでダウンロード可)